

平成24年9月20日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

北尾団地自治会 会長

旧RD最終処分場二次対策工事について

当自治会は、旧RD最終処分場の二次対策工事について、県が下記事項に対し誠実に対応することを条件として、その実施に同意することとする。

については下記事項に対する県の対応について当自治会に示されたい。

記

- 1 臭気、粉じん、振動、騒音等の周辺環境対策に万全を期すこと。
- 2 何らかの事故、障害等が発生した場合は、ただちに当自治会に連絡し、双方協議の上、速やかに対策を講じること。
- 3 工事完了後も旧RD最終処分場および周辺環境のモニタリングを継続し、モニタリング結果を当自治会に速やかに提供すること。
- 4 RD問題の解決に向け、二次対策工事着手後速やかに当該土地を県有地化することにより、当該土地に関し、将来にわたって県が責任を持ち、住民の不安払拭ならびに安全と安心の構築に尽くすこと。

以上